

規制行政の背任行為報道

2012年6月8日 東井 怜

★防災区域拡大の指針見直しを潰した保安院

何てことだろう。原発事故に備えた防災重点区域の拡大を検討し始めた原子力安全委員会に、保安院が執拗に中止の圧力をかけていたという。情報開示された文書によれば、広瀬院長（当時）自ら「少なくとも十年間は現行制度で」「安全委はそもそも助言機関」（2006年5月）と主張し、保安院が見直し議論を主導するよう幹部に指示したうえ、直接安全委へ出向いて（委員全員との昼食会で）恫喝まがいの言葉を吐いていた。その後も執拗に文書をもって再三圧力を加え、結局安全委も半年後には防災重点区域の拡大を見送ってしまった。2006年から10年間と言え、3.11はすっばり入ってしまう。10キロ足らずの隣町との境界で突然避難路が消えてしまうような現行原子力防災計画が、修正されていたかもしれないのである。

広瀬研吉とは日本の科学技術官僚である。今年3月28日、国会事故調（福島原発震災の調査のため国会のもとに設置）の参考人として質疑を受けたが、記憶にないとして関与を否定した。その後、同事故調では、5月に入って東電会長、社長や大臣、経産省事務次官などを次々と参考人に招請、マスコミも競って過去の文書を情報公開請求により入手したため、とくに5～6月には原子力規制行政の淀んだ実態が続々と報道されることとなった。上記防災指針の見直しのほか、耐震指針改訂、原子力委員会における原子力政策の見直し等々要となる重要な局面で、臆面もなく安全行政の担当者たちが自ら改善を阻んできたのである。

★耐震指針改訂の既設原発への遡及を潰した保安院

2006年9月に改訂された新耐震指針では、既設原発の耐震性もすべて再確認するものの、設置許可取り消しとはしない（遡及しない）とされており、この点が今回の福島原発の事故につながったのではと指摘されている。ところが、5月16日の松永経産省事務次官への国会事故調の質疑で、保安院から改訂作業中の原子力安全委に対して、「旧指針でも問題ない」と表明するよう要求していたことが指摘された。松永次官は不知として否定したものの、文書は耐震バックチェックを実施してきた保安院の担当から開示された。志賀原発2号機の運転差し止め判決直後の4月、当時の訴訟担当課長が独断で文書を作り安全委員会に出したもので、上司には報告していなかったとした。

★保安院は電事連＝東電の要求に応えた？

まだある。5月25日には、同様の要請がその2年も前、2004年9月1日付で電事連から安全委宛に行われていたことを、安全委が文書開示した。保安院に対しても、指針決定時には「規制行政庁は既設炉が安全上問題となるものではないことを明言していただく」と書面で求めている。規制される側が、予想工程表まで作成して、規制行政庁に指示していたのである。

既設炉には遡及しないというこの一文により、浜岡原発の一審判決を始め、耐震設計基準のない時期に建設された老朽炉（70年代に建設された福島第1原発全6機）もすべて運転継続が許されてきたのである。電事連と言えば、まず東電の牽引に違いない。何のことはない、東電は自分で自分の首を絞めたのである。私たちと地球もろとも道連れにして。

折から新しい原子力規制庁に関する法案審議が始まった。これまで延び延びにしてきたにもかかわらず、大スピードで片付けようとしている。だが拙速に走り不完全な法令に基づいて新組織を設置しても、同じことの繰り返しとなる。まずこの法案審議の中で、上述した従来の規制行政の不義・欺瞞を徹底的に明るみに出すことから始める必要がある。

それらはまず、6月末にまとめられるとされる国会事故調の報告に盛り込まれるだろう。関電大飯原発の再稼働を急ぐのは、この報告書が公になる前に再稼働してしまいたいからではないのか。

筆者紹介：あずまい れい

フリーランスライター。

「東京電力と共に脱原発をめざす会」代表世話人、「原発震災を防ぐ全国署名連絡会」事務局長、浜岡原発差止訴訟原告、など。

近著に『浜岡 ストップ！原発震災』野草社